

国土交通省の「当面の対策」＜骨子＞

- ・ 公取からの改善措置要求を受け、背景・原因を踏まえた全般的な再発防止対策は引き続き検討。
- ・ しかしながら、今回の事態を深刻に受け止め、官製談合及び建設業界の談合防止について、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところ。

1. コンプライアンスの徹底

(1) 職員の意識改革

- ・ コンプライアンス専門の研修を実施
- ・ 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求について周知徹底

(2) 職員からの内部通報制度の整備

(3) OB等からの不当な働きかけの記録・報告・公表

(4) 工事発注組織の見直し

- ・ 異職種職員を組み合わせた人事配置、同一職での長期従事の抑制

(5) 談合関与職員に対する処分基準の明確化、賠償請求の厳格な実施

2. 競争性・透明性の向上のための入札方式の改善等

(1) 多様な発注方式の採用

- ・ 本体と水門設備とを一体で発注
- ・ 詳細設計と施工とを一括で発注
(談合の温床とされる設計業務への不明瞭な協力を排除)

(2) 一般競争方式の対象拡大

(現行) 2億円以上 → (拡大) <水門設備> (H19年度当初) すべて

<その他> (H19年度中) 1億円以上*

(H20年度中) 6000万円以上*

※ 災害復旧工事を除く。これ未満の工事でも積極的に試行。

3. ペナルティの強化

① 建設業法の営業停止処分の強化

代表役員が独禁法・刑法談合の刑事罰を受けた場合の営業停止期間を、法律上の上限である1年とする。

また、その他の場合の営業停止期間についても倍増するとともに、地域限定の廃止（処分に係る対象地域を全国に拡大）。（基準改正）

② 国交省が行う指名停止措置の強化

国交省が行う指名停止期間を1.5倍とし、最長期間を2年から3年に延伸。（通達改正）

4. 再就職の見直し

従前の自粛措置に加えて、今般の水門設備工事に係る談合事件に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、国土交通省退職者の就職について自粛。

（参考）従前の自粛措置

- ・ 指定職経験者は、退職後5年間は、国交省発注の公共工事の受注実績ある企業への再就職は自粛
- ・ 国交省発注の公共工事の受注実績ある企業においては、退職後5年間は、国交省退職者を営業担当部署に就任させないよう要請